金企市第 42 号
令和２年１月 17 日

革新的事業活動評価委員会
委員長　安念　潤司　殿

内閣総理大臣
安倍　晋三

新技術等実証に係る新たな規制の特例措置の求めに対する見解について

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号。以下「法」という。）第９条第１項の規定により平成31年４月11日付でＦｒｉｃｈ株式会社、アイアル少額短期保険株式会社及びジャパン少額短期保険株式会社から提出された新技術等実証に係る新たな規制の特例措置の求めに対し、法第９条第４項及び生産性向上特別措置法施行規則（平成30年内閣府令・公正取引委員会規則・個人情報保護委員会規則・総務省令・法務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則第１号。以下「施行規則」という。）第２条第３項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

１．当該求めをした者
　Ｆｒｉｃｈ株式会社、アイアル少額短期保険株式会社及びジャパン少額短期保険株式会社

２．施行規則様式第一による要望書を受理した日
　平成 31 年４月 11 日

３．新たな規制の特例措置を講ずるか否かに関する見解
　当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるため、以下のとおり特例措置を講ずる予定です。

（１）講ずることとする新たな規制の特例措置の内容

法第 12 条第１項に規定する認定新技術等実証実施者が、法第 13 条第２項に規定する認定新技術等実証計画に従って、保険契約者の総数が百人を超えない保険

事業であって、その保険金額が一の保険契約者につき十万円を超えないものにおいて、当該保険事業の保険者及び保険契約者（いずれも当該認定新技術等実証実施者が法第２条第２項第１号の同意を得た者に限る。）に対し、当該認定新技術等実証計画に記載された次に掲げる新技術等（同号に規定する新技術等をいう。）を提供し、かつ、当該保険事業に係る再保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、保険業法（平成７年法律第 105 号）第２条第 18 項に規定する少額短期保険業者（当該認定新技術等実証実施者が法第２条第２項第１号の同意を得た者に限る。）に関する保険業法施行令（平成７年政令第 425 号）第１条の７の規定の適用については、当該再保険契約に係る再保険（再保険金額が、千万円を超えないものに限る。）は、同条第４号に掲げる再保険に該当しないものとみなすこととする、新たな規制の特例措置を講ずる方向で対応します。

① 保険金の支払の請求及びその承諾その他の当該保険事業に関する意思の表示を情報システムにより行うことができること
② 保険料の収受及び保険金の支払（保険者の承諾があったものに限る。）の手続を情報システムにより自動的に行うことができること
③ 保険契約者相互の間において、保険事故の発生の抑制に資するものとして以下の情報を、情報システムにより共有することができること
  - 保険金の支払の実績
  - 保険金の支払の実績に応じた保険料の割引率その他の保険料の割引又は割戻しに関する情報
  - 保険事故の発生の抑制に資する一定の人的関係を構築するための情報

（２）新たな規制の特例措置の整備の見通し

新たな規制の特例措置の整備に当たっては、保険業法施行令第１条の７第４号の適用除外を定めることとなるため、政令等の改正手続及び行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第１項の規定に基づく意見公募手続を行う必要があります。これらの手続が完了次第、速やかに新たな規制の特例措置を施行することとします。

（３）その他

上記（２）の政令等の改正手続及び意見公募手続の結果等によっては、上記（１）の新たな規制の特例措置に関して変更があり得ます。

４．その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項

なし